

「第 11 次富山県職業能力開発計画」の策定について（案）

1 策定の趣旨

職業能力開発促進法では、「厚生労働大臣は職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定する」（第 5 条第 1 項）とされている。

また、「都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（「都道府県職業能力開発計画」）を策定するよう努める」（第 7 条）とされているため、新たな計画を策定するもの。

2 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

3 計画の内容

経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して、以下の事項について定める。（法第 5 条第 2 項、第 3 項及び第 7 条第 4 項）

- ① 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ② 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ③ 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

4 具体的なスケジュール

日 程	事 項	内 容	参考 国スケジュール(見込み)
令和 2 年 3 月 26 日	審議会	第 11 次計画策定の諮問	
5 ～ 6 月	職業能力開発 ニーズ調査		「今後の人材開発政策 のあり方に関する研究会」 による報告書作成 → 労政審議会人材開発 行政会議において審議
7 月頃	第 1 回審議会	計画（骨子案）についての協議	
11 月頃			計画案（たたき台）
12 月頃	第 2 回審議会	計画（中間案：素案）とりまとめ	
令和 3 年 1 月頃	パブリック・コメント		計画案（素案）
2 月頃			計画案（原案）
3 月頃			計画案（最終）
4 月頃	第 3 回審議会	答申 計画（最終案）についての協議	
4 月下旬	知事への報告	会長から知事へ報告	計画策定、公表